

公共事業景観形成指針(案)

長野県	伊那市	辰野町
<p>第1 基本的事項</p> <p>1 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める。</p> <p>2 まち並みや、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。</p> <p>3 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める。</p> <p>4 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努める。</p> <p>ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること。</p> <p>イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないよう努めること。</p> <p>ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。</p> <p>5 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の育成を図るよう努める。</p> <p>6 景観重要建造物、景観重要樹木又は景観資産の存する敷地の周囲における事業の実施に当たっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないよう配慮するものとする。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>1 事業の目的及び機能性、安全性、経済性に十分配慮したうえで、意匠の向上、潤いのある空間の創出に努める。</p> <p>2 周囲の環境、景観との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。</p> <p>3 事業相互の連携により、周辺の景観と調和した一体的な景観の形成に努める。</p> <p>4 伊那市の景観特性である山岳眺望景観や道路、河川、河岸段丘のある景観の質を高めるため、次の事項に留意し、地域への導入部となる道路等からの見通しや、地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の形成に努める。</p> <p>(1) 良好な景観の形成に資する南アルプス・中央アルプスや河岸段丘等のランドマーク(※)への眺望を阻害することがないよう努める。(※その地域の象徴あるいは目印としての特徴を持つ事物・景観。)</p> <p>(2) 沿道からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる良好な景観との調和に努める。</p> <p>(3) 眺望景観を構成する河川、河岸段丘の整備に努め、良好な眺望景観の保全・育成に努める。</p> <p>5 景観重要建造物及び景観重要樹木の存する敷地の周囲での事業の実施にあたっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないよう配慮する。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>1 事業の目的及び機能性、安全性、経済性に十分配慮したうえで、意匠の向上、潤いのある空間の創出に努める。</p> <p>2 周囲の環境、景観との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。</p> <p>3 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の形成に努める。</p> <p>4 辰野町の景観特性である山岳眺望景観や道路、河川の質を高めるため、次の事項に留意し、地域への導入部となる道路等からの見通しや、地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の形成に努める。</p> <p>(1) 良好な景観の形成に資する大城山等のランドマーク(※)への眺望を阻害することがないよう努める。(※その地域の象徴あるいは目印としての特徴を持つ事物・景観。)</p> <p>(2) 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる良好な景観との調和に努める。</p> <p>(3) 眺望景観を構成する河川等の整備に努め、良好な眺望景観の保全・育成に努める。</p> <p>5 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設のうち、良好な景観形成を図る上で特に重要な公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図るよう努める。</p> <p>6 景観重要建造物、景観重要樹木又は景観資産の存する敷地の周囲での事業の実施にあたっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないよう配慮する。</p>
<p>第2 共通指針</p> <p>1 法面 法面は、安全上支障ない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。</p> <p>2 擁壁 擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、周辺の緑化などに努める。</p> <p>3 附属物(標識、防護柵、照明施設等) 標識、防護柵、照明施設等は、構造、意匠及び色彩について、地域の特性を踏まえたものとするなど、安全上支障のない範囲で、できるだけ楽しさや快適さを与え、周辺の施設と調和するよう努める。特に、山地・高原や田園等の豊かな自然環境を有する地域にあっては、木製防護柵の使用に努める。</p> <p>4 緑化・植栽 緑化・植栽は、うるおいのある良好な空間をつくるため、積極的に推進し、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努める。</p> <p>5 占用工作物(電柱、広告物等) 道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。</p>	<p>第1 共通指針</p> <p>1 法面 安全上支障のない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。</p> <p>2 擁壁 安全上支障のない範囲で形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。</p> <p>3 附属物(標識、防護柵、照明施設等) 構造、意匠及び色彩について、地区の特性を踏まえたものとする等、安全上支障のない範囲で周辺の施設と調和するよう努める。</p> <p>4 緑化・植栽 潤いのある良好な空間創出のため、既存植生を極力生かしながら大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や、生態系にも配慮し在来種などの地域に根付いた樹種を選定するなど、地域の特性を生かして、周辺の景観と調和するよう努める。</p> <p>5 占用工作物(電柱、広告物等) 道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。</p>	<p>第2 共通指針</p> <p>1 法面 安全上支障のない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。</p> <p>2 擁壁 安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。</p> <p>3 附属物(標識、防護柵、照明施設等) 構造、意匠及び色彩について、地域の特性を踏まえたものとする等、安全上支障のない範囲で、周辺の施設と調和するよう努める。特に、山地・森林・山里・田園等の豊かな自然環境を有する地域にあっては、木製防護柵の使用に努める。</p> <p>4 緑化・植栽 潤いのある良好な空間創出のため、既存植生を極力生かしながら大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や生態系にも配慮し在来種などの地域に根付いた樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努める。</p> <p>5 占用工作物(電柱、広告物等) 道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。</p>
<p>施設別指針</p> <p>1 道路 道路は、人々の往来や物の流通等一般交通のための最も基本的な施設として、県内のいたるところに通じており、その沿道には、山並み、田園、まち並みなど多種多様な景観が広がっている。 このため、その整備にあたっては、それぞれの特性を踏まえ、周辺の景観と調和のとれた道路景観の育成に配慮することが必要であり、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地域においては、周囲の自然景観に与える影響に留意し、また、都市部においては、沿道のまち並みや建築物等との調和に配慮する必要がある。</p> <p>(1) 路線の選定 良好な景観を有している地域にあっては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>(2) トンネル及びシェッド トンネル、ロックシェッド及びスノーシェッドの坑口は、周辺の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。</p> <p>(3) 高架橋 高架橋の橋脚、橋桁、防音壁等の意匠、色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>(4) 交差点 交差点における信号機柱、標識、照明施設等については、整理統合に努め、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。</p> <p>(5) 歩道及び自転車道 ア 歩道及び自転車道の舗装は、必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。 イ 植樹ますなどストリートファニチャー等を設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し、周辺景観と調和するよう配慮する。</p> <p>(6) 横断歩道橋 横断歩道橋は、意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部等は、必要に応じ緑化するよう努める。</p> <p>(7) 地下歩道 ア 上屋は、意匠、色彩について、周辺の景観と調和するよう配慮する。 イ 地下部は、安心感、楽しさ、明るさを持つ空間となるよう配慮する。</p>	<p>施設別指針</p> <p>1 道路 道路は人々の往来や物流等、一般交通のための最も基本的な施設である。道路沿いにはまち並みや田園、山なみの遠景など多くの景観が広がり、通行する人々にとって視点場となる場所が数多く存在する。 このため、その整備にあたっては、山地・森林や田園のような豊かな自然環境を有する地域においては周辺の自然環境への影響に留意し、都市部においては沿道のまち並みや建築物等と調和するよう配慮する。</p> <p>(1) 路線の選定 良好な景観を有している地域にあっては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>(2) トンネル及びシェッド トンネル及びロックシェッド(※)の坑道は、周辺の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。(※道路や鉄道上に設置する落石対策用のトンネル状防護施設で、覆い工、洞門工とも呼ばれる。)</p> <p>(3) 高架橋 橋台、橋脚、橋桁、高欄、防音壁等の意匠、色彩について、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>(4) 交差点構造物 信号機柱、標識、照明施設等について、色彩などが周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>(5) 歩道及び自転車道 ① 舗装は必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、色彩にも留意し、周辺の景観と調和するよう配慮する。 ② 植樹柵、ストリートファニチャー(※)等を設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し、周辺の景観と調和するよう配慮する。(※ベンチなど、道路(主に歩道)上に設置する構造)</p> <p>(6) 横断歩道橋 橋の意匠、色彩は、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部等は必要に応じ緑化するよう努める。</p> <p>(7) 地下歩道 ① 上屋の意匠、色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮する。 ② 地下部は、安心感と明るさを持つ空間となるよう配慮する。</p>	<p>施設別指針</p> <p>1 道路 道路は人々の往来や物流等、一般交通のための最も基本的な施設である。沿道にはまち並みや山里、田園、山並みの遠景など多くの景観が広がり、通行する人々にとって視点場となる場所が数多く存在する。 このため、その整備にあたっては、山地・森林や山里・田園のような豊かな自然環境を有する地域においては周辺の自然環境への影響に留意し、まちなか地区においては沿道のまち並みや建築物等と調和するよう配慮する。</p> <p>(1) 路線の選定 良好な景観を有している地域にあっては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>(2) トンネル及びシェッド トンネル及びロックシェッド(※)の坑口は、周辺の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。(※道路や鉄道上に設置する落石対策用のトンネル状防護施設で、覆い工、洞門工とも呼ばれる。)</p> <p>(3) 高架橋 橋台、橋脚、橋桁、防音壁等の意匠、色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>(4) 交差点構造物 信号機柱、標識、照明施設等については、整理統合に努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>(5) 歩道及び自転車道 ① 舗装は必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。 ② 植樹柵、ストリートファニチャー(※)等を設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し、周辺の景観と調和するよう配慮する。(※ベンチなど、道路(主に歩道)上に設置する構造)</p> <p>(6) 横断歩道橋 意匠、色彩は、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部等は、必要に応じ緑化するよう努める。</p> <p>(7) 地下歩道 ① 上屋の意匠、色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮する。 ② 地下部は、安心感と明るさを持つ空間となるよう配慮する。</p>

長野県	伊那市	辰野町
<p>(8) 緑の保全と緑化</p> <p><b>ア</b> 都市部の道路にあっては、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地域の道路にあっては、必要に応じ植樹帯を設ける。</p> <p><b>イ</b> ポイントとなる地点や余裕地は、必要に応じポケットパーク等として緑化修景し、憩いの空間を創出するように配慮する。</p> <p><b>ウ</b> 中央分離帯や交通島については、交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。</p>	<p>(8) 緑の保全と緑化</p> <p>① 市街地地域内の道路は、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・森林、田園地域は、地域の特性に応じた植樹帯を設ける。また、樹種については、長期の維持管理が可能なるものを原則として選定する。</p> <p>② 視点場となる地点は、必要に応じ小公園等として緑化修景し、憩いの空間を創出するように配慮する。</p> <p>③ 中央分離帯や交通島は、交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。</p>	<p>(8) 緑の保全と緑化</p> <p>① まちなか地区内の道路は、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・森林、山里・田園地区は、地区の特性に応じた植樹帯を設ける。また、樹種については、長期の維持管理が可能なるものを原則として選定する。</p> <p>② 視点場となる地点は、必要に応じ小公園等として緑化修景し、憩いの空間を創出するように配慮する。</p> <p>③ 中央分離帯や交通島は、交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。</p>
	<p>(9) 照明設備</p> <p>① 街路灯等の照明設備の設置は必要最小限とし、周辺の景観に調和した形状、色彩とするよう努める。</p> <p>② 電気配管配線は地中とし、器具はLED照明とするよう努める。</p>	<p>(9) 照明設備</p> <p>① 街路灯等の照明設備の設置は必要最小限とし、周辺の景観に調和した形状、色彩とするよう努める。</p> <p>② 電気配管・配線は地中とし、器具はLED照明とするよう努める。</p>
<p>(9) 電線類の地中化</p> <p>電線類は、地中化について積極的に取り組み、都市景観の向上に努める。</p>	<p>(10) 無電柱化</p> <p>電柱、電線類は、地中化や裏配線等について検討し、都市景観の向上に努める。</p>	<p>(10) 無電柱化</p> <p>電柱、電線類は、地中化や裏配線等について検討し、良好な景観の形成に努める。</p>
<p>2 橋りょう</p> <p>橋りょうは、人や車の通行だけでなく、水辺の風景の要素としての役割も演じており、それ自体が優れた景観ともなり得るため、景観の育成上重要な施設となっている。このため、整備にあたっては、水や森、周囲の山並み、まち並みとの調和に配慮する必要がある。</p>	<p>2 橋梁</p> <p>橋梁は、人や車の通行だけでなく水辺景観の要素としての役割も大きく、それ自体が優れた景観ともなり得るため、景観の形成上重要な施設となっている。このため、整備にあたっては、水や森、周囲の山並み、まち並みとの調和に配慮する。</p>	<p>2 橋りょう</p> <p>橋りょうは、人や車の通行だけでなく水辺景観の要素としての役割も大きく、それ自体が優れた景観ともなり得るため、景観の形成上重要な施設となっている。このため、整備にあたっては、水や森、周囲の山並み、まち並みとの調和に配慮する。</p>
<p>(1) 橋りょう本体</p> <p>橋りょう本体の構造形式、意匠、素材及び色彩については、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>	<p>(1) 橋梁本体</p> <p>構造形式、素材、意匠及び色彩は、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>	<p>(1) 橋りょう本体</p> <p>構造形式、素材、意匠及び色彩は、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>
<p>(2) 高欄、照明施設等</p> <p><b>ア</b> 高欄、照明施設等の配置、意匠、色彩、素材等については、橋りょう本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。</p> <p><b>イ</b> 必要に応じバルコニー等の広場を設ける場合には、周辺の環境と調和するよう配慮する。</p>	<p>(2) 高欄、照明施設等</p> <p>① 配置、意匠、色彩、素材等は、橋梁本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。</p> <p>② 必要に応じ広場等を設ける場合は、周辺の環境と調和するよう配慮する。</p>	<p>(2) 高欄、照明施設等</p> <p>① 配置、意匠、色彩、素材等は、橋りょう本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。</p> <p>② 必要に応じ広場等を設ける場合は、周辺の環境と調和するよう配慮する。</p>
<p>橋詰広場</p> <p>必要に応じ橋のたもとには、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう、周辺の景観と調和した広場の整備に配慮する。</p>	<p>橋詰広場</p> <p>橋のたもとは、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう周囲の景観と調和した広場の整備に配慮する。</p>	<p>橋詰広場</p> <p>橋のたもとは、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう周辺の景観と調和した広場の整備に配慮する。</p>
<p>3 公園・緑地</p> <p>公園・緑地は、地域の中における身近な親緑空間として、憩いと潤いを提供するとともに、景観のアクセントとなっている。このため、生活や地域コミュニティの場として、自然や文化を生かした整備に配慮する必要がある。</p>	<p>6 公園・緑地</p> <p>公園、緑地は、地域のなかにおける身近な親緑空間として、憩いと潤いを提供するとともに景観のアクセントとなっている。このため、生活や地域コミュニティの場として、自然や文化を生かした整備に配慮する。</p>	<p>3 公園・緑地</p> <p>公園、緑地は、地域の中における身近な親緑空間として、憩いと潤いを提供するとともに、景観のアクセントとなっている。このため、生活や地域コミュニティの場として、自然や文化を生かした整備に配慮する。</p>
<p>(1) 施設</p> <p>公園内に設ける施設は、材料、意匠について、安全性、機能性に支障のない範囲で、周辺景観と調和するよう配慮し、必要に応じ自然素材の導入に努める。</p>	<p>(1) 施設</p> <p>材料、意匠は、安全性、機能性に支障のない範囲で周辺景観と調和するよう配慮し必要に応じ自然素材の導入に努める。</p>	<p>(1) 施設</p> <p>材料、意匠は、安全性、機能性に支障のない範囲で周辺景観と調和するよう配慮し、必要に応じ自然素材の導入に努める。</p>
<p>(2) 緑の保全と緑化</p> <p>植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努める。</p> <p>地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。</p>	<p>(2) 緑の保全と緑化</p> <p>植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や、既存緑地の利用を図り周辺の景観と調和した緑化に努める。また、地区の自然、歴史、文化等からみて樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。</p>	<p>(2) 緑の保全と緑化</p> <p>植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や、既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努める。また、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。</p>
<p>4 下水道</p> <p>下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地域住民と深いかかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから、地域の景観を育成する上で重要な要因となっている。このため、施設の整備にあたっては、処理場内の公園化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。</p>		
<p>(1)</p> <p>処理場内の施設は、意匠、色彩について、地域の特性を生かし、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>		
<p>(2)</p> <p>処理場内の緑化については、施設配置を考慮し、植栽等を行い、周辺の景観と調和するよう努める。</p>		
<p>5 河川</p> <p>河川、水路、湖沼等は、古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水、利水の両面から、人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、その豊かな自然は、人々にやすらぎを与え、人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。このため、それらの整備にあたっては、水系ごとに定められている河川環境管理基本計画等との整合を図りながら、治水、利水機能に支障のない範囲で、自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する必要がある。</p>	<p>3 河川</p> <p>河川、水路、湖沼等は古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水、利水の両面から人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、人々にやすらぎを与え、人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。このため、それらの整備にあたっては、治水、利水機能に支障のない範囲で自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する。</p>	<p>4 河川</p> <p>河川、水路、湖沼等は、古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水、利水の両面から人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、人々にやすらぎを与え、人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。このため、それらの整備にあたっては、治水、利水機能に支障のない範囲で自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する。</p>
<p>(1) 護岸</p> <p>護岸は、構造等について、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>	<p>(1) 護岸</p> <p>① 構造等は周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>② 動植物の生態系に配慮した構造とするよう配慮する。</p>	<p>(1) 護岸</p> <p>構造等は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>
<p>(2) 高水敷</p> <p>高水敷は、地域の特性を生かした緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>	<p>(2) 高水敷(川沿いの洪水時に水につかる一段高い敷地。)</p> <p>地区の特性を生かした緑化等により周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>	<p>(2) 高水敷(川沿いの洪水時に水につかる一段高い敷地。)</p> <p>地域の特性を生かした緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>
<p>(3) 緑の保全と緑化</p> <p><b>ア</b> 堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。</p> <p><b>イ</b> 水辺林等の自然の緑は、洪水の流下に支障のない範囲において、保全するよう配慮する。</p>	<p>(3) 緑の保全と緑化</p> <p>① 堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き緑化に努める。</p> <p>② 水辺林等の自然は、洪水の流下に支障がない範囲において保全するよう配慮し、また、親水環境整備を図るよう努める。</p>	<p>(3) 緑の保全と緑化</p> <p>① 堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。</p> <p>② 水辺林等の自然は、洪水の流下に支障のない範囲において保全するよう配慮し、また、親水環境整備を図るよう努める。</p>

長野県	伊那市	辰野町
<p><b>6 ダム・えん堤</b> 治水、利水のためやむを得ず設置するダム及び砂防、治山のためのえん堤を設置する場合には、河川環境管理基本計画等との整合を図りながら、安全性等に支障がない範囲で、自然景観との調和に配慮する必要がある。</p>	<p><b>4 ダム・えん堤</b> ダム及びえん堤を設置する場合には、安全性等に支障がない範囲で自然景観との調和に配慮する。</p>	<p><b>5 ダム・えん堤</b> ダム及びえん堤を設置する場合には、安全性等に支障のない範囲で自然景観との調和に配慮する。</p>
<p>(1) 構造物 構造物及びその周辺の施設は、できる限り周辺の自然環境と調和するように配慮する。</p>	<p>(1) 構造物 できる限り周辺の自然環境と調和するように配慮する。</p>	<p>(1) 構造物 できる限り周辺の自然環境と調和するように配慮する。</p>
<p>(2) 緑の保全と親水 緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り、水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。</p>	<p>(2) 緑の保全と親水 緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。</p>	<p>(2) 緑の保全と親水 緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り、水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。</p>
<p><b>7 斜面</b> 住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、自然斜面に施設を設置するものと、切土、盛土によって生じる斜面の安定の確保を図るものがあるが、景観育成上からも重要な要因であるため、周辺景観との調和に配慮する必要がある。</p>	<p><b>5 斜面</b> 住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、景観形成上からも重要な要素であるため、周辺景観との調和に配慮する。</p>	<p><b>6 斜面</b> 住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、景観形成上からも重要な要素であるため、周辺景観との調和に配慮する。</p>
<p>(1) 斜面の表面は、安定性等を考慮したうえで、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。</p>	<p>(1) 斜面の表面は、安全性等を考慮したうえで、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。</p>	<p>(1) 斜面の表面は、安定性等を考慮したうえで、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。</p>
<p>(2) 構造物は、安全性等の条件に支障がない範囲で、周辺の景観と調和するように配慮する。</p>	<p>(2) 構造物は、安全性等の条件に支障がない範囲で、周辺の景観と調和するように配慮する。</p>	<p>(2) 構造物は、安全性等の条件に支障のない範囲で、周辺の景観と調和するように配慮する。</p>
<p>(3) 良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に生かすよう配慮する。</p>	<p>(3) 良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に生かすよう配慮する。</p>	<p>(3) 良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に生かすよう配慮する。</p>
<p><b>8 公共建築物</b> 集会施設、学校施設、公共住宅等の公共建築物は、地域住民と大きなかかわりを持っている。このため、うるおいのある親しみに満ちた開放的な施設とするとともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす必要がある。整備にあたっては、敷地内に限定せず、広く公共空間と連動させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。</p>	<p><b>8 建築物</b> 学校施設、福祉施設、集会施設、公共住宅施設等の公共建築物は、地域住民と大きなかかわりを持っている。このため、潤いのある親しみに満ちた開放的な施設とするとともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす。整備にあたっては、敷地内に限定せず広く公共空間と連携させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。また、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。</p>	<p><b>7 公共建築物</b> 学校施設、福祉施設、集会施設、公共住宅施設等の公共建築物は、地域住民と大きなかかわりを持っている。このため、潤いのある親しみに満ちた開放的な施設とするとともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす。整備にあたっては、敷地内に限定せず広く公共空間と連携させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。また、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。</p>
<p>(1) 建築物 ア 位置・配置 (ア) 山際に設置する場合は、できる限り低い位置に設置し、稜線を遮らないよう配慮する。 (イ) 敷地の形状により、建物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。 (ウ) 道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。 (エ) 敷地内に良好な樹木がある場合は、木立を生かした配置計画に努める。</p>	<p>(1) 建築物 ① 位置・配置 (ア) 山際に配置する場合は、できる限り低い位置に設置し、りょう線を遮らないよう配慮する。 (イ) 敷地の形状により、建造物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。 (ウ) 道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。 (エ) 敷地内に良好な樹木がある場合は木立を生かした配置計画に努める。</p>	<p>(1) 建築物 ① 位置・配置 (ア) 山際に配置する場合は、できる限り低い位置に設置し、りょう線を遮らないよう配慮する。 (イ) 敷地の形状により、建造物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。 (ウ) 道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。 (エ) 敷地内に良好な樹木がある場合は、木立を生かした配置計画に努める。</p>
<p>イ 意匠 (ア) 周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした意匠とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。 (イ) 屋根の形状は、背景となる山並み等、周辺の景観と調和するよう努める。 (ウ) 壁面は、窓辺にアクセントを持たせるなどの工夫をし、表情が豊かな建築物となるよう努める。 (エ) 建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し、目隠し等の工夫に努める。 (オ) 屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。</p>	<p>② 意匠 (ア) 周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした意匠とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。 (イ) 屋根の形状は、背景となる山並み等周辺の景観と調和するよう努める。 (ウ) 壁面は、窓際にアクセントを持たせるなどの工夫をし、表情が豊かな建築物となるよう努める。 (エ) 建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し、目隠し等の工夫に努める。 (オ) 屋根階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。</p>	<p>② 意匠 (ア) 周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした意匠とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。 (イ) 屋根の形状は、背景となる山並み等、周辺の景観と調和するよう努める。 (ウ) 壁面は、窓辺にアクセントを持たせるなどの工夫をし、表情が豊かな建築物となるよう努める。 (エ) 建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し、目隠し等の工夫に努める。 (オ) 屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。</p>
<p>ウ 色彩 (ア) 周辺景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした色彩とする。 (イ) 建築物の規模、形態等に留意し、周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。 (ウ) 建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう努める。</p>	<p>③ 色彩 (ア) 周辺景観との調和に配慮し地区の特徴を生かした色彩とする。 (イ) 建築物の規模、形態等に留意し、周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。 (ウ) 建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう努める。</p>	<p>③ 色彩 (ア) 周辺景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした色彩とする。 (イ) 建築物の規模、形態等に留意し、周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。 (ウ) 建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう努める。</p>
<p>エ 素材・材料 (ア) 気候、風土など地域の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。 (イ) 地域材の効果的な活用を図り、地域の特性を生かした景観育成に努める。</p>	<p>④ 素材・材料 (ア) 気候、風土など地区の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。 (イ) 地元材の効果的な活用を図り、地区の特性を生かした景観の形成に努める。</p>	<p>④ 素材・材料 (ア) 気候、風土など地域の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。 (イ) 地域材の効果的な活用を図り、地域の特性を生かした景観の形成に努める。</p>
<p>(2) 敷地境界施設(門、塀等) ア 位置 できる限り道路から後退し、オープンスペースの確保に努める。 イ 意匠 建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないよう努める。 ウ 色彩 建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図り、周辺の景観との調和に努める。</p>	<p>(2) 敷地境界施設(門、塀等) ① 位置 できる限り道路から後退し、オープンスペースの確保に努める。 ② 意匠 建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないよう努める。 ③ 色彩 建築物本体及び隣接する敷地境界施設との整合を図り、周辺の景観と調和するよう努める。</p>	<p>(2) 敷地境界施設(門、塀等) ① 位置 できる限り道路から後退し、オープンスペースの確保に努める。 ② 意匠 建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないよう努める。 ③ 色彩 建築物本体及び隣接する敷地境界施設との整合を図り、周辺の景観と調和するよう努める。</p>
<p>エ 素材・材料 建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図るとともに、地域材の効果的な活用により、周辺の景観と調和するよう努める。</p>	<p>④ 素材・材料 建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図るとともに、地元材の効果的な活用により周辺の景観と調和するよう努める。</p>	<p>④ 素材・材料 建築物本体及び隣接する敷地境界施設との整合を図るとともに、地域材の効果的な活用により周辺の景観と調和するよう努める。</p>
<p>(3) 敷地内附属施設 ア 車庫、自転車置場等については、建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。 イ 焼却炉、ごみ置場、浄化槽等は、配置の工夫、樹木での遮へい等により、極力目立たないよう努める。 ウ 駐車場等については、広範囲にわたり単調な空間が出現しないよう緑化等に努める。</p>	<p>(3) 敷地内附属施設 ① 車庫、自転車置場等は建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。 ② ごみ収集場、浄化槽等は配置の工夫や樹木での遮へい等により極力目立たないよう努める。 ③ 駐車場等は、広範囲にわたる単調な空間とならないよう緑化等に努める。</p>	<p>(3) 敷地内附属施設 ① 車庫、自転車置場等は、建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。 ② ごみ収集場、浄化槽等は、配置の工夫や樹木での遮へい等により極力目立たないよう努める。 ③ 駐車場等は、広範囲にわたる単調な空間とならないよう緑化等に努める。</p>
<p>(4) 敷地内の緑化 ア 植栽木の配置の工夫により四季を通じて、うるおいとやすらぎのある環境を作り出すよう努める。 イ 植栽に当たっては、周辺の樹木と調和した樹種や、地域の自然植生を考慮した樹種選定に努める。 ウ 敷地境界等には、生垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。</p>	<p>(4) 敷地内の緑化 ① 植栽木の配置の工夫により、四季を通して潤いとやすらぎのある環境を創り出すよう努める。 ② 植栽にあたっては、周辺の樹木と調和した樹種や地区の自然植生を考慮した樹種選定に努める。 ③ 敷地境界等は、生け垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。</p>	<p>(4) 敷地内の緑化 ① 植栽木の配置の工夫により、四季を通して潤いとやすらぎのある環境を創り出すよう努める。 ② 植栽にあたっては、周辺の樹木と調和した樹種や、地域の自然植生を考慮した樹種選定に努める。 ③ 敷地境界等には、生垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。</p>

長野県	伊那市	辰野町
<p><b>9 ガス・上水道</b></p> <p>ガス及び上水道施設は、地域住民が文化的な生活を送る上で必要な施設である。供給施設の整備に当たっては、周辺環境との調和に配慮する必要がある。</p>	<p><b>9 上・下水道</b></p> <p>上水道、下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地区住民と深いかかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから地域の景観を形成するうえで重要な要素となっている。このため、施設の整備にあたっては、処理場内の公園化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する。</p>	<p><b>8 上・下水道</b></p> <p>上水道、下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地区住民と深いかかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから地域の景観を形成するうえで重要な要素となっている。このため、施設の整備にあたっては、処理場内の公園化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する。</p>
<p>(1) 施設内の建築物等の配置、意匠、色彩については、地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を持ち、目立つことがないように努める。</p>	<p>(1) 意匠・色彩は、地域の特性を生かし周囲の景観と調和するよう配慮する。</p>	<p>(1) 意匠・色彩は、地域の特性を生かし周囲の景観と調和するよう配慮する。</p>
<p>(2) 施設内の敷地には、地域にふさわしい樹種の選定等に留意し、周辺景観と調和するよう緑化に努める。</p>	<p>(2) 施設配置を考慮し、植栽等を行い周囲の景観と調和するよう努める。</p>	<p>(2) 施設配置を考慮し、植栽等を行い周囲の景観と調和するよう努める。</p>
<p><b>10 農地・森林</b></p> <p>農山村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域毎に個性ある美しい景観が生み出されてきたことから、農地は、農産物の供給地であるとともに、田園景観、里地や高原の景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、県土に占める面積の割合も大きいことから、本県の景観育成において果たす役割が大きい。このような地域の景観を育成するためには、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。</p>	<p><b>7 農地・森林</b></p> <p>農地、森林は、自然の地形等を背景に気候風土に適した形で農林業が営まれるなかで、地域ごとに個性ある美しい景観を創り出してきた。農地は、農産物の供給地であるとともに田園景観、里山景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、市全体に占める面積の割合も大きく、市の景観形成において果たす役割は大きい。このような地区の景観を保全、育成するためには、地域の景観に配慮しつつ良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。</p>	<p><b>9 農地・森林</b></p> <p>農地、森林は、自然の地形等を背景に気候風土に適した形で農林業が営まれるなかで、地域ごとに個性ある美しい景観を創り出してきた。農地は、農産物の供給地であるとともに山里・田園景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、町全体に占める面積の割合も大きく、町の景観形成において果たす役割は大きい。このような地域の景観を保全、育成するためには、地域の景観に配慮しつつ良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。</p>
<p>(1) 農業基盤の整備に当たっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに、うるおいのある農業景観の育成に努める。</p>	<p>(1) 農業基盤の整備にあたっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに、潤いのある農業景観の形成に努める。</p>	<p>(1) 農業基盤の整備にあたっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに、潤いのある農業景観の形成に努める。</p>
<p>(2) 森林の保育事業の実施に当たっては、多様な住民の要請にこたえられる健全で活力ある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観の育成に努める。</p>	<p>(2) 森林の保育事業の実施にあたっては、住民の要請にこたえられる健全で活力のある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観の形成に努める。</p> <p>(3) 休耕田や耕作放棄地は有効活用を図り、周辺の良好な景観を阻害しないように努める。</p>	<p>(2) 森林の保育事業の実施にあたっては、住民の要請にこたえられる健全で活力のある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観の形成に努める。</p> <p>(3) 休耕田や耕作放棄地は有効活用を図り、周辺の良好な景観を阻害しないように努める。</p>